

全養協通信

平成22年1月29日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会
 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
 〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509
<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

国の動き

1. 子ども手当・父子家庭への児童扶養手当支給などを説明 ～厚労省 全国厚生労働関係部局長会議・児童福祉主管課長会議～ (1月14・15・18日)

厚生労働省は、1月14・15日に全国厚生労働関係部局長会議を、1月18日に全国児童福祉主管課長会議を開催し、平成22年度の子ども家庭福祉施策の方針や考え方、子ども手当の創設、父子家庭への児童扶養手当の支給等を説明しました。

社会的養護に関連した項目では、現在策定中の「子ども・子育てビジョン(仮称)」において社会的養護体制の充実がはかれるよう数値目標をあげること、施設機能見直しのための調査・検討について、今後さらに詳細な集計・分析をすすめ、施設機能の見直しについて検討することなどがあげられています。

詳しくは、別添の「全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会資料抜粋)」を参照ください。

なお、22年度予算にかかる児童福祉関連施策の概要(措置費改正点、交付要綱、実施要綱等)は、今後2～3月に開催される全国家庭福祉施策担当係長会議等で示される予定です。

子ども手当の創設について(平成22年度予算)

- (1) 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
- (2) 所得制限は設けない。
- (3) 支給事務の主体は市区町村(公務員については所属庁)。
- (4) 支払月は6月、10月、2月。
- (5) 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については、全額を所属庁から支給)
- (6) 児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資として実施。
- (7) 子ども手当を市町村に寄附できる仕組みを検討中。

父子家庭への児童扶養手当の支給について

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象を拡大。

- ・補助率 国 1/3 都道府県等 2/3
- ・対象者数 父子家庭 約10万世帯
母子家庭 約97万世帯 (21年3月末)
- ・支給額(児童1人の場合) 全部支給 41,720円
一部支給 41,710～9,850円(所得に応じ)
- ・児童扶養手当は、4月、8月、12月を支払期月としており、支払月の前月分までの手

- 当を支給している。父子家庭への支給は平成 22 年 8 月施行を予定しているため、平成 22 年度は、12 月に 8 月から 11 月までの 4 か月分を支払うこととなる。
- ・所得制限は母子家庭の場合と同様。

経済対策（保育サービスの拡充）の概要

安心こども基金に 200 億円の積み増しを行い、待機児童解消のために、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用して、

- 認可保育所の分園等を設置する場合（賃貸物件を含む）
- 家庭的保育の実施場所を設置する場合（賃貸物件を含む）

において、補助基準額及び補助率の引き上げを行う。

（参考）補助率の引き上げの内容

待機児童解消のための定員純増整備の条件に基づき補助率を適用する。

- の場合：国 1/2、市町村 1/4、設置者 1/4 国 2/3、市町村 1/12、設置者 1/4
- の場合：国 1/2、市町村 1/2 国 2/3、市町村 1/3

また、純増定員の算定においては、今回の取組による定員（受け入れ）枠も含めて合算できることとする。上記の措置に伴い、従来の安心こども基金における「小学校内等の教材等の保管場所として使用されている空き教室等を保育所分園として使用するための改修等の補助」は廃止する。

子ども・子育てビジョン（仮称）子ども子育て応援プランの見直し

内閣府のもとで、「子ども・子育て応援プラン」の見直しを行う。1 月末策定予定。市町村における後期行動計画の策定にかかる潜在ニーズ調査と数値目標を踏まえて、作業を行っている。固めに計画を策定している市町村が多いが、安心こども基金の活用をしていただいて、促進をお願いする。

2. 児童虐待防止のための親権制度研究会・報告書を公表 ～ 法相・法制審議会に制度の見直しを諮問予定 ～

平成 19 年の改正法施行 3 年以内に、親権制度の見直しを規定

児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等を定めた「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（以下「改正法」）が、平成 19 年 6 月に施行されました。

この改正法では、法律施行後 3 年以内に「児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」としています。法務省では、昨年 6 月から標記研究会を設置し、親権制度の見直しにかかわる検討を進めてきたところで、このたび報告書が公表されました。

法相、2 月の法制審議会に見直しを諮問予定

本報告書をふまえ、千葉景子法相は 1 月 5 日の記者会見で、2 月に開催される予定の法制審議会に親権制度の見直しを諮問するとともに、平成 23 年の通常国会で民法等の改正をめざすことを明らかにしました。

全養協、特別委員会で検討

全養協では、2月8日の特別委員会で、報告書の内容と児童養護施設に及ぼす影響、施設長の課題等について検討を進める予定です。

「児童虐待防止のための親権制度研究会報告書」は下記ホームページに掲載されています。
(法務省ホームページ) <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji191.html>

全養協の動き

3. 「全国児童養護施設協議会倫理綱領」(第1次案)への意見を募集します！

全養協では、全国の児童養護施設に携わる役職員が、よりよい子どもへの養育をおこなうために、その価値・原則・使命をまとめた「全国児童養護施設協議会倫理綱領」(以下「倫理綱領」)を策定することとし、このたび第1次案を公表し、広く児童養護施設関係者の意見を募集することといたしました。

今後、みなさんからいただいた意見をふまえて再度内容を検討し、平成22年11月に岡山県で開催予定の「第64回全国児童養護施設長研究協議会」で倫理綱領を発表する予定です。

倫理綱領を充実した内容で策定するため、第1次案にみなさんの意見をお寄せください。意見募集用紙は全養協ホームページに掲載していますので、用紙に必要事項を記入のうえ、FAX、郵送、Eメールで、平成22年2月28日(日)までに意見をお寄せください。

みなさんからの積極的なご意見をお待ちしています。

全養協ホームページ

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

4. 株式会社 ジャパンエナジー(JOMO)に感謝状を贈呈

(1月19日)

全国児童養護施設協議会ならびに全国母子生活支援施設協議会(全母協)は、平成22年1月19日に株式会社 ジャパンエナジー(本社:東京都港区虎ノ門二丁目、松下功夫社長)に感謝状を贈呈しました。

これは、同社が40年にわたって実施している「JOMO童話賞」にもとづく寄付活動が、児童養護施設、母子生活支援施設の進学をめざす子どもたちの支援に多大な貢献をいただいていることに、あらためて感謝の意を表したものです。

当日は、本会 中田 浩会長および全母協 兜森和夫会長が、同社 横小路 喜代信 CSR推進部長に感謝状を手渡すとともに、御礼のことは申し述べました。



ジャパンエナジー・横小路CSR推進部長に感謝状を手渡す、全養協中田浩会長

お知らせ

5. JOMO奨学助成を活用ください

～ 申請締切は3月8日(月) 他奨学制度との併用も可能です。～

「JOMO 児童養護施設・母子生活支援施設・里親家庭 奨学助成」は、株式会社ジャパンエナジー (JOMO) からの寄付金をもとに、平成15年より実施しているものです。

この6年間で、児童養護施設を退所して進学した児童1,125名、母子生活支援施設を退所して進学した児童291名、里親家庭の児童137名、合計1,553名に奨学金(10万円)を支給しました。

なお、各種の奨学助成制度とJOMO奨学助成は併用できますので、あわせて活用してください。募集要項等は全養協ホームページに掲載しています。

申込締切は平成22年3月8日(月)必着です。

6. 平成22年度「児童福祉週間」の標語を決定

国では、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業・行事を行っています。

例年、児童福祉週間事業の一環として、厚生労働省、全国社会福祉協議会、こども未来財団の主唱により、児童福祉の理念を広く啓発する標語を全国募集しています。このたび7,646作品の応募から、今回より学識者等にも委員を拡大した選考委員会において選考の結果、平成22年度の標語を次のように決定しました。

最優秀作品(1作品)

「地球はね 笑顔がつまった 星なんだ」

(宇野 絢子(うの あやこ)さん 11歳 滋賀県)

最優秀作受賞者については、平成22年度児童福祉週間の中央行事「こいのぼり掲揚式」(平成22年4月26日[月](予定)・厚生労働省正面玄関広場)において、厚生労働大臣表彰を行う予定です。